

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請を受け付けています

支給額／1世帯あたり**10万円**(原則として、世帯主名義の口座に振り込みます)

支給時期／不備のない確認書または申請書を受理した日からおおむね20日後

支給対象世帯／

①世帯全員が令和3年度「住民税均等割非課税」の世帯(生活保護受給世帯を含む)

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象外です。

①令和3年12月10日時点で朝霞市に住民登録があり、世帯すべての方が令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

申請方法／送付済みの「確認書」に必要事項等を記入し、返信用封筒で返信

締切／**5月6日金(当日消印有効)**

②住民税未申告の方がいる世帯【広報あさか2月号掲載内容から変更されました】

申請方法／送付済みの「確認書」に必要事項等を記入し、必要書類等を同封し返信用封筒で返信

締切／**5月13日金(当日消印有効)**

※給付金を支給後、修正申告等により令和3年度の住民税が課税となった場合は、支給対象外となります。

③令和3年1月2日～12月10日に朝霞市に転入した世帯(一部の方が転入した場合も含む)【広報あさか2月号掲載内容から変更されました】

申請方法／送付済みの「確認書」に必要事項を記入し、必要書類等を同封し返信用封筒で返信

締切／**5月20日金(当日消印有効)**

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月～令和4年9月30日に収入が減少(期間内の任意の1か月でも可)し、世帯全員それぞれの1年間の収入(減少した1か月の収入額の12倍)または所得の見込み額が「住民税非課税水準に相当する額以下」(下表参照)となった世帯

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少は支給対象外となります。

扶養人数	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
0人	100.0万円	45.0万円
1人	156.0万円	101.0万円
2人	205.7万円	136.0万円
3人	255.7万円	171.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	135.0万円

申請方法／「申請書」および「簡易な収入(所得)見込額の申立書」に必要事項を記入し、次の書類を同封し返信用封筒で返信

- ・運転免許証、健康保険証など世帯主の本人確認書類の写し
- ・金融機関名・支店名・口座名義人・口座番号がわかる通帳またはキャッシュカードの写し
- ・「令和3年中の収入(源泉徴収票、確定申告書等)」または「減少した1か月の収入(給与明細書、帳簿、事業収入または不動産収入に係る経費の金額の分かる書類等)」の状況を確認できる書類の写し

※申請書・申立書・返信用封筒は、市内公共施設等で配布。郵送(世帯主宛)を希望の場合、コールセンターにご連絡ください。

締切／**9月30日金(当日消印有効)**

※DV等で避難している方も、①または②に該当する場合、受給できます。詳しくは、お問い合わせください。

問／朝霞市臨時特別給付金コールセンター ☎463-0972 ✉r-kyufukin@city.asaka.lg.jp

問／朝霞市臨時特別給付金受付窓口 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1(市役所4階 401会議室)

受付時間／午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)



市ホームページ